

令和6年度社会福祉法人指導監査結果及び改善状況

所在地	法人名称	指導監査実施日	改善指導事項	改善状況
高尾1468番地	社会福祉法人紅紫会	令和6年 11月20日・21日	理事長専決事項として紅紫萩デイサービスセンター管理者の変更が報告されているが、管理者（施設長）は重要な役割を担う職員の選任であることから、理事長専決事項として決議できない事項である。今後、理事会に議案として提出して審議するようにすること。 なお、紅紫萩居宅介護支援センター施設長の選任も同様である。〔法第45条の13第4項〕〔定款第25条細則第2条〕	改善済
			固定資産管理責任者は、年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用状況を調査・確認し、固定資産現在高報告書を作成し報告すること。〔経理規程第51条〕	改善済
愛野東二丁目6番地の4	社会福祉法人花の園会	令和7年 1月16日・17日	役員等を選任する際には、重任の場合でも、文書により役員等になることができない者又は適当ではない者が選任されていないか確認すること。〔指導監査ガイドラインI3(1)2、I4(3)1、I5(2)2〕	改善済
			5年度会計に関する定時評議委員会終結のときまでの任期の評議委員の選任が期日までに行われていなかったため、欠員期間が生じることが無いよう選任手続きを行うこと。〔指導監査ガイドラインI3(1)1〕	改善済
			監事を選任する場合には、法人において同意の確認がなされたことが明らかとなるよう、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書を徴取するか、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該提案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印がある者に限る）に示すこと。〔法第43条第3項により準用される一般法第72条第1項〕	改善済
			会計責任者の承認については、承認を受けた証跡を残す文言ではなく、“承認を受けなければならない。”としている。電子上の会計伝票で証跡を残すように改善されていたため、“会計責任者の承認を受けなければならない。”を「会計責任者の承認印または承認のサインを受けなければならない。」に修正するよう文書指摘事項とする。〔経理規程第13条、指導監査ガイドラインIII3(2)〕	改善予定
			法人の器具備品が適切な処理で廃棄されたことが分かるようにするために、単独で内部手続きは行わず、客観的な証憑書類（伺い書・廃棄物の引き取り書類等）を残すなど、内部牽制に配慮した業務分担を行うよう文章指摘事項とする。〔社会福祉法人会計基準の判定に伴う会計処理等に関する運営上の留意事項について__1 管理組織の確立〕	改善済